

鳥取県告示第620号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第53回鳥取県美術展覧会に係る図録販売代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

倉吉博物館協会

2 委託期間

平成21年11月7日から同月23日まで